

令和8年7月28日

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第4項の規定に基づき、下記のとおり公示します。

小樽市長 迫 俊 哉



記

1 工作物等の名称又は種類、形状および数量等

整理番号	名称又は種類、形状	数量	放置されていた場所	撤去した日時
1	FRP 船	1 隻	木材整理水面	令和8年7月28日14時
2	FRP 船	1 隻	若竹地区荷さばき地	令和8年7月28日16時

2 工作物等の保管を始めた日時

令和8年7月28日16時

3 工作物等の保管場所

小樽市築港73番 若竹地区荷さばき地

4 保管した工作物等の返還

(1) 返還期限

令和9年1月27日。ただし、令和8年10月27日までに返還の申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、又は工作物等を廃棄することがある。

(2) 費用負担

工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者、その他当該工作物等について権原を有する者、その他当該撤去に係る措置を命ずべきものの負担とする。

(3) 返還の申出及び問合せ先

小樽市港町5番1号 小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課

電話 0134-23-1107